

一								番号		
八件								請求	傍	
八件								発付		
覚せい剤取締法違反（同法第四十一条第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚醒剤輸入】								罪名（罰条）	受令状	
携帯電話								通信手段の種類		
間十一日	間十二日	五日間	十日間	二日間	一日間	一日間	四日間	実		
九五四回十百	一二二回十百	回百三	二二六回十百	二回	一回	二回	回五十百	回数	施	
回十百五三	回百三	九回	回十三	なし	なし	一回	回十三百五	第一号	期	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二号	間	
九人								数人員	逮捕	

						番号		
二						請求		傍
六件						発付		
二 【管利目的の覚醒剤譲渡】						罪名（罰条）		受令状
覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条）								
携帯電話						通信手段の種類		
二日間	六日間	九日間	八日間	八日間	十五日間	実		施 期 間
回十九	一回	八三回十	回六十	一百回十	回十百三十六	通話回数		
なし	なし	回十八	回十三	五回	四四十	第一号	第二号	
なし	なし	なし	一回	一回	なし	第二号	第三号	
四 人						逮捕人員数		

三								番号		
十二件								請求		傍
十二件								発付		
覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の 二第二項、同第一項、刑法第六十条） 麻薬及び向精神薬取締法違反（同法第六 十六条第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚醒剤等譲渡等】								罪名（罰条）		受令状
携帯電話								通信手段 の種類		
八日間	二十八日間	二十七日間	六日間	十三日間	十八日間	二日間	六日間	実		
七百回	二百六十四回	八百三十三回	二回	六回	二百六十一回	なし	百回	施		
十四回七	二十九回	十七回	なし	なし	なし	なし	十六回	期		
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	間		
八人								逮捕 人員 数		

四						番号	
二件						請求	
二件						発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤の譲渡、営利目的の覚醒剤譲渡】						受 令 状 罪 名 （ 罰 条 ）	
携帯電話						通 信 手 段 の 種 類	
三十日	二十七日	八日間	二十九日間	二十九日間	六日間	実	
千七百七十回	九百一十回	七百三十回	八百二十九回	九百四十二回	三百三回	施	
二百五十二回	二百七十六回	三十回	三百八十八回	四百回	なし	第一号	第二十二條第三項
なし	なし	なし	なし	二回	なし	第二号	間
十二人						数 人員 逮捕	

六		五					番号	
三件		四件					請求	
三件		四件					発付	
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持等】		銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、第三条の十三、第三十一条の三第二項、同第一項前段、第三条第一項、刑法第六十条） 【拳銃の発射、拳銃の加重所持】					罪名（罰条）	
携帯電話		携帯電話					通信手段の種類	
日間 二十八	間 三十日	日間 二十七	十日間	十日間	十日間	十日間	実	
二六五二 回十百千	回十百千 一六四	二七三 回十百	回十百 九八	七二 回十	七九 回十	九八 回十	施	
回十二	回十二	一回	回十二	なし	一回	なし	回数	期
三回	二回	なし	なし	なし	なし	なし	第二号 第三号	間
三人		なし					逮捕 数人員	

七			番号	
三件			請求	
三件			発付	
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条第一項、第三条の十三、第三十一条の三第二項、同第一項前段、第三条第一項、刑法第六十条） 組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第七号、第四条、刑法第九十九条、六十条） 【拳銃の発射、拳銃の加重所持、組織的な殺人未遂】			傍 受 令 状	
携帯電話			通信手段の種類	
間二十日	八日間	間三十日	実	
七八四回	五六二回	八二七回	施	
なし	なし	なし	回数	通話
なし	なし	なし	第一号	第二十二條第一項
なし	なし	なし	第二号	間
なし			逮捕人員数	

八					番号	
五件					傍	
五件						
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤の譲渡】					受令状	
携帯電話					通信手段の種類	
二日間	三十日間	七日間	三日間	十七日間	実 施 期 間	
五十回	三百六十回	四十回	三十回	七百八十回		通話回数
五回	九十回	一回	二十回	五回		第二十二條第三項 第一号
なし	なし	なし	なし	なし		第三号
三人						逮捕人員数

九						番号	
六件						請求	傍
六件						発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤の譲渡】						罪名（罰条）	受令状
携帯電話						通信手段の種類	
二日間	二日間	二日間	十五日間	七日間	九日間	実	
回十五 三百	回十百 一六	回十百 四七	一六二 回十百	八六 回十	回百五	回数	施
八二四 回十百	回十百 四四	二八 回十	五七 回十	回十八	一九 回十	第二号	期
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第三号	間
十四人						数	逮捕人員



十			番号		
三件			請求		
三件			発付		
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、 せい剤取締法第四十一条の二第二項、 第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤の譲渡】			受令状 罪名（罰条）		
携帯電話			通信手段の種類		
二日間	二日間	三十日間	実 施 期 間		
三百回	なし	九百七十回			
三十回	なし	七十回	第一号	第二十二 条第三項	
なし	なし	なし	第二号	第二十二 条第三項	
十二人			逮捕人員数		

十一							番号		
七件							請求	傍	
七件							発付		
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】							罪名（罰条）	受令状	
携帯電話							の通信手段 種類		
十日間	二日間 二十	一日間	二日間	二日間	十六日 間	九日間	実		
十百回九	回二十百	なし	二回	なし	三六二 回十百	八六十	施		
回十百 四四	回十百 九四	なし	なし	なし	四二 回十	回二十	回数	期	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一号	間	
人十四							第二号	第二号	第二号
							数人員	逮捕	

					番号		
					請求	傍	
					交付		
					罪名（罰条）	受令状	
十二 五件 五件					組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第七号、同法第四条、刑法第九十九条、第六十条） 【組織的な殺人未遂】		
携帯電話					通信手段の種類		
間三十日	間三十日	間三十日	間三十日	間三十日	実		
二七三 回十百	七六二 回十百	回十九 七	一八三 回十百	回二四 十百	施		期 間
二四 回十	五 回	回十五	五二 回十	回十八	第一号	第十系 第二項	
二 回	一 回	二 回	なし	なし	第二号	人員	逮捕
なし					数		

(注一) 「携帯電話」は、PHSを含む。

(注二) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。